

県立病院医療ＤＸ推進支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、福島県が実施する「県立病院医療ＤＸ推進支援業務」において、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定する手続きについて、必要事項を定める。

2 業務名

県立病院医療ＤＸ推進支援業務

3 業務仕様

別紙「県立病院医療ＤＸ推進支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映する。

4 業務期間

委託契約締結の日から令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）までの期間

5 見積限度額

6, 578, 000 円（消費税及び地方消費税込み）

6 参加資格

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （２）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ①役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

- ②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人又は民間病院が発注した同種又は類似の業務を受託し、履行した実績を有する者。

7 実施スケジュール

項目	日程
募集要領の公示	令和7年4月22日（火）
質問の受付	令和7年4月30日（水）17時まで（必着）
質問の回答	令和7年5月2日（金）まで
参加申込書等提出	令和7年5月9日（金）17時まで（必着）
参加資格確認結果の通知	令和7年5月13日（火）まで
企画提案書提出	令和7年5月20日（火）17時まで（必着）
プレゼンテーション審査	令和7年6月4日（水）午後（予定）
審査結果通知	令和7年6月9日（月）（予定）
仕様協議	令和7年6月9日（月）以降（予定）
契約	令和7年6月13日（金）頃（予定）

8 手続等

(1) 事務局

〒960-8043 福島県福島市中町8番2号（自治会館4階）

福島県病院局 病院経営課 経営企画担当

電 話：024-521-7228

FAX：024-521-7924

E-mail：byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の公示期間及び方法

事務局ウェブページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/puoroporzalu.html>）により公示する。公示期間は令和7年4月22日（火）から令和7年5月20日（火）までとする。

9 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式1）の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合は、質問書（様式1）を用い、令和7年4月30日（水）17時まで（必着）に、8（1）に電子メールで提出すること。送信件名は「【質問書】県立病院医療DX推進支援業務」とし、必ず電話で送信確認を行うこと。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年5月2日（金）までに、事務局ウェブページ

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/puoporzalu.html>) に回答書（様式2）を掲載する。

10 参加申込み及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する意思のある者は、以下のとおり参加申込書等を提出すること。

なお、この提出がない者からの企画提案は、受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年5月9日（金）17時まで（必着）

(2) 提出書類

①参加申込書（様式3）

②受託実績証明書（様式4）

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを添付すること。

(3) 提出方法

8（1）に電子メールにより提出すること。送信件名は、「【参加表明書】県立病院医療DX推進支援業務」とし、必ず電話で送信確認を行うこと。参加申込書等は、10（1）の提出期限までに到着したものまで有効とする。

(4) 参加資格の審査

参加表明書等を受領した後、参加資格の審査を行い、令和7年5月13日（火）までに、参加資格確認結果を通知する。

11 企画提案書の提出

企画提案書については、以下により受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年5月20日（火）まで（必着）

(2) 提出方法

郵送により8（1）へ提出すること。企画提案書は、提出期限の日までに到着したもののみ有効とする。

(3) 提出書類

- ①企画提案書（様式任意。ただし、日本工業規格 A4 版とする。）
- ②事業経費積算書（様式任意。ただし、日本工業規格 A4 版とする。）

(4) 提出部数

上記①から②・・・6 部（正本 1 部、副本 5 部）

(5) 記載内容

企画提案書は 12 企画提案書の評価基準及び仕様書に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- ①事業目的への理解と、業務への取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。
- ②仕様書に記載している各業務について、円滑かつ効果的に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- ③国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人又は民間病院が発注した同種又は類似の業務の受託実績の一覧を記載すること。
- ④本業務の工程表を記載すること。
- ⑤本業務の実施体制を記載すること。また、配置される責任者及び担当者の所属、氏名、業務経歴等を明記すること。
- ⑥仕様書に定める業務に加え、予算の範囲内において実施できる効果的な業務がある場合は独自提案として具体的に提案すること。
- ⑦事業経費積算書は、明細を記載し、合計金額は税込み金額を明示すること。

(6) 留意事項

- ① 参考資料について
企画提案書の作成に当たっては、以下の資料を参照すること。
 - ・参考資料 1 「別紙 県立病院における医療 D X 施策の候補案について」
- ② 複数企画提案の禁止
同一の者が複数の企画提案書の提出を行うことはできない。
- ③ 再提出の禁止
提出後における企画提案書の内容変更、差替え又は再提出を行うことはできない。
- ④ 辞退
参加表明書を提出した後に辞退する場合は、電子メールにより連絡すること。
- ⑤ 費用負担
プロポーザルに要する経費等は、提案者の負担とする。
- ⑥ その他
 - ・提案者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
 - ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

- ・提出された企画提案書は一切返却しない。
- ・提出された企画提案書に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非開示とする。

12 企画提案書の評価基準

別紙「評価基準・評価点」（以下「評価基準」という。）のとおり。

13 企画提案書の審査方法

（１）書面審査（１次審査）

期限までに提出のあった企画提案書について書面審査を行い、２次審査におけるプレゼンテーション対象者（上位３者程度）を選定する。

ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が３者程度の場合は書面審査（１次審査）の実施を省略し、下記（２）のプレゼンテーション審査へ移行するものとする。

なお、書面審査（１次審査）の実施を省略する場合は、その旨も上記 10(4)の参加資格結果結果による通知と併せて通知する。

（２）プレゼンテーション審査（２次審査）

書面審査（１次審査）で選定された者によるプレゼンテーション審査を行う。

ア 日時

令和 7 年 6 月 4 日（水）午後（予定）

イ 会場

福島県病院局会議室（福島県福島市中町 8 番 2 号 自治会館 4 階）

ウ 形式

参集形式（審査委員については、Zoom による出席を可とする。）

エ 方法

- ①出席者は 1 事業者 3 名以内とする。
- ②内容は、企画提案書の説明、審査委員からの質疑とし、新たな資料の配付は認めない。
- ③説明時間は 20 分、質疑時間は 10 分、計 30 分程度を想定すること。

オ 契約候補者の選定方法

- ① 1 次審査と 2 次審査の点数を合計し、総得点の合計が大きい順に順位付けを行う。
- ② 総得点が最も上位の提案者を契約候補者とする。なお、プロポーザル参加者が 1 社の場合、総得点率が 6 割以上であることを選定の条件とする。また、総得点が同点となった場合、審査委員会による協議の上、最優秀提案者を選定する。

（３）審査結果の通知

- ① 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。
- ② 審査の結果、契約候補者とならなかった者は、審査結果の通知の日の翌日から起算し

て2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

14 企画提案書を失格とする事項

次の各項のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

15 仕様の協議及び契約

(1) 評価内容の担保

①選定した契約候補者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。協議に当たっては、福島県が、契約候補者が提出した企画提案書の内容を仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。ただし、協議の結果、提案内容のとおりに反映されない場合もある。

②企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は、契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(2) 契約の方法

契約候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求める。

ただし、14の失格事項に該当する場合（企画提案書等の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者を契約候補者とする。

(3) その他

契約候補者と福島県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった提案者と協議する。